

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆ 目次 ◇◆

- 1 事業者
 - 2 事業所の概要
 - 3 事業の実施地域及び営業の時間
 - 4 職員の勤務体制
 - 5 苦情処理の方法
 - 6 事故発生時の概要
 - 7 利用料金
 - 8 交通費
 - 9 キャンセル料
 - 10 利用申込及び苦情相談窓口
- 付則 事故報告処理基準

指定居宅介護支援事業所 ケアサポートこもれび

1 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 こもれび |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区船越一丁目 15 番 12 号 |
| (3) 電話番号 | 082-847-4552 |
| (4) 代表取締役 | 梅野 正利 |
| (5) 設立年月日 | 平成 25 年 11 月 20 日 |

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定居宅介護支援事業所

(2) 居宅介護支援の説明

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ご契約者の心身の状況やご契約者又はご家族等の希望に沿い居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ◆ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◆事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ◆居宅サービス計画の作成においてサービス事業者の選択又は推薦にあたっては利用者又はその家族の要望を踏まえつつ、公正中立に行います。「事業所」が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営する事に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(3) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができるよう配慮して援助を行う。

- ② 事業所は利用者の心身の状況、その置かれた環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して援助を行う。
- ③ 事業所は指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者又はその家族の要望を踏まえつつ、公正中立に行います。利用者は、担当職員に対し、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- ④ 事業所は、事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- ⑤ 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。
また、その場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証とともに保管してください。

- (4) 事業所の名称 ケアサポート こもれび
- (5) 事業所の所在地 広島市南区東雲二丁目 18 番 8 号
- (6) 電話番号 082-569-5580
- (7) 事業所管理責任者 梅野文恵
- (8) 開設年月 平成 28 年 5 月 1 日

3 事業の実施地域及び営業の時間

- (1) 通常の実業の実施地域 広島市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日

受付時間 8:30~17:30

その他 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

4 職員の勤務体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う
介護支援専門員	2名	居宅介護支援の提供にあたる (常勤1名非常勤1名)
事務職員	1名	経理他雑務 (非常勤)

5 苦情処理の方法

(1) 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際次の事項を書面に記入し、苦情申出に確認します。

(内容、希望、行政機関その他苦情受付機関への報告の要否、行政機関その他苦情受付機関の話し合いへの立ち合い要否など)

(2) 苦情受付の報告

苦情受付担当者は受理した苦情を苦情解決責任者と、行政機関その他苦情受付機関に報告します。

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は必要に応じて職員代表による苦情解決委員会を組織し、十分検討のうえ苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。

6 事故発生時の概要

ケアサポートこもれび作成による事故報告処理基準に定める。

*付則として添付

7 利用料金

(1) 基本利用料			
利用者		要介護 1・2	要介護 3～5
保険料の	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
滞納者	あり	11,349 円	14,745 円
<p>上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。</p>			
(2) 加算料金			
<p>初回加算 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規似居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合）300 単位/月</p>			
<p>入院時情報連携加算 I 入院後 3 日以内に情報提供した場合 250 単位/月</p>			
<p>入院時情報連携加算 II 入院後 7 日以内に情報提供した場合 200 単位/月</p>			

退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院退所し居宅サービス等を利用する場合において退院退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し居宅サービス等の調整を行った場合

連携 1 回	450 単位/月
連携 1 回 カンファレンス参加	600 単位/月
連携 2 回	600 単位/月
連携 2 回 カンファレンス参加	750 単位/月
連携 3 回 カンファレンス参加	900 単位/月

小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算

小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。

300 単位/月

看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用書に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。

300 単位/月

緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。

200 単
位/月

ターミナルケアマネジメント加算

24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付

けた居宅サービス事業者への提供をした場合。

400

単位/月

※上記の料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額支払戻しを受けられます。

8 交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の実施地域外にある時は、事業の実施地域を超える地点から 20 円/k mの実費を徴収いたします。

9 キャンセル料

一切ありません

10 利用申込及び苦情相談窓口

(1) 利用申込

相談窓口	住所	広島市南区東雲二丁目 18 番 8 号
	電話	082-569-5580
	管理責任者	梅野文恵又は介護支援専門員

(2) 当事業所における苦情の受付

苦情窓口	住所	広島市南区東雲二丁目 18 番 8 号
	電話	082-569-5580
	管理責任者	梅野文恵又は介護支援専門員

(3) 行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 介護保険課	所在地:広島市中区国泰寺町 1-6-34 電話: 082-504-2183 (代表)
広島市南区福祉課 高齢介護係	所在地:広島市南区皆実町 1-5-44 電話:082-254-2511 (代表)
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地:広島市中区東白島町 19-49 電話:082-554-0782 (代表)

当事業者はご利用者に対する居宅介護支援事業の提供開始に当たりご利用者又はご契約者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

契約日 令和 年 月 日

居宅介護支援事業者

所在地 広島市南区東雲二丁目 18 番 8 号
名称 (株) こもれび ケアサポートこもれび
管理責任者 梅野 文恵 (印)
説明者 (印)

本居宅介護支援契約書と重要事項説明書に同意の上、契約をおこない、提供開始に同意します。尚、本契約書は署名又は捺印の上、一部ずつ保管する事とします。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ (印)

ご家族住所 _____

ご家族氏名 _____ (印)

付則

ケアサポートこもれびにおける事故報告処理基準

1 目的

ケアサポートこもれびが実施する居宅介護支援事業の提供により発生した事故を把握するとともに、事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを促進する事により、居宅介護支援事業所の質の向上と安心してサービス利用ができるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として広島市介護保険課への事故報告の手続きを定める。

2 事故の報告

ケアサポートこもれびは、事故が発生した場合は居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の規定に基づき、広島市介護保険課に速やかに連絡するとともに、「事故発生連絡票」により報告する。

3 報告の手順

- (1) 事故発生後、ケアサポートこもれびは、速やかに広島市介護保険室に電話等により事故発生について連絡する。
- (2) 事故処理の経過についても必要に応じ随時電話等で連絡する。
- (3) 事後発生後、速やかに上記 2 で定める「事故発生連絡票」を作成し、広島市介護保険課に提出する。

4 報告の範囲

ケアサポートこもれびは、指定居宅介護支援の提供により発生した次の掲げる事故について報告する。

- (1) サービスの提供による利用者のケガ、食中毒、感染症、誤嚥等で救急車対応、入院又は、死亡の事故
- (2) サービスの提供に係る財物の損傷、消失等で警察対応のあったもの
- (3) その他、介護保険の事業運営上、保険者に報告する必要があると認められる事故

5 報告書の提出先

広島市健康福祉局介護保険課相談窓口担当

6 この基準でさだめるもののほか事故報告に関して必要な事項は社会で

協議する

7 令和 6年4月1日から実施する。